



記者配布(発表)資料

発信年月日：令和3年3月22日

所属部課	課長	担当職氏名	連絡先	TEL 0837-23-1112
企画総務部 総務課	井関 勝裕	行政係 係長 藤嶋秀治		FAX 0837-22-6345
件名	行政手続きにおける押印等の見直しについて			

行政手続きの簡素化・効率化を図り、申請者等の負担を軽減するため、国が示す「地方公共団体における押印見直しマニュアル」に基づき、市民の皆様から押印を求めている書類につきまして、押印の見直しを行いました。

その結果、手続きにおいて、押印を求めている書類、2,260件の内、法令等により押印の義務付けがあり、引き続き押印が必要な手続きを除く、96パーセント、2,171件の手続きについて令和3年4月1日から、原則、押印の義務付けを廃止することといたします。

詳細については、別紙をご確認ください。

行政手続きにおける押印等の見直し

(行政手続きのオンライン化に向けて押印等の見直しを推進)

市民の利便性のさらなる向上、行政の生産性向上等を図る観点から、行政手続きにおける押印廃止等の取組を本年4月1日から積極的に推進していきます。

【1】市民・事業者等が市に対して行う手続き

○申請・届出等における市民・事業者の皆様の負担軽減を図るため、市が所管する行政手続きについて、次に記載するもの以外は、原則、押印の義務付けを廃止します。

【引き続き押印が必要な手続き】

- ・地方自治法により記名押印が義務付けられている契約書
- ・相手方の都合により押印が必要な書類
(例)金融機関において登録印との照合が必要な口座振替依頼書など
- ・国、県等の法令、条例、通知等により押印が義務付けられているもの
(例)法令等に基づく申請書、届出書等

○デジタル社会の実現に向けた施策を迅速かつ重点的に進めていく新たな司令塔として企画政策課内にデジタル推進班を新たに設置し、行政手続きのオンライン化に向けた取組を推進してまいります。

手続きの区分	手続きに押印を要する書類	令和3年度から押印を廃止する書類 又は年度中に押印を廃止する書類	引き続き押印が必要な手続き(契約書等)	押印廃止の割合
法令や県の条例に基づくもの	340件	押印を要する書類 96% 押印廃止	309件	91%
市の条例・規則等に基づくもの	773件		737件	95%
市の要綱・要領等に基づくもの	1,058件		1,036件	98%
慣行によるもの	89件		89件	100%
合計	2,260件		2,171件	89件

【2】市内部の手続き

○市の意思決定(内部決裁)に基づくものや職員が提出するものについては、他自治体に先行して電子決裁システムを導入し、原則、手続きのシステム化を図っておりますが、今後もシステムをより一層活用し、働き方改革の推進につなげてまいります。